

第1回江別市障がい福祉計画等策定委員会議事録（要点筆記）

日時：令和5年6月30日（金）
午前10時00分～午前11時00分
場所：江別市民会館3階 37号室

出席委員数 11名（敬称略）

出席：大久保 薫、川田 純、松本 拓生、佐藤 貴史、内館 佳子、松井 秀子、
近藤 弘隆、谷藤 弘知、伊藤 ひとみ、赤川 和子、川岸 尚史
欠席：鹿島 聡美、辻岡 雅子

事務局：健康福祉部長 白崎 敬浩、健康福祉部次長 四條 省人
子育て支援室長 東 嘉一、子育て支援課長 宮崎 周
子育て支援課 主査 澤田 明子
障がい福祉課長 鈴木 知幸、障がい福祉課 係長 飯塚 修義
障がい福祉課 主査 阿部 裕介、障がい福祉課 主事 野田 明日香
（株）サーベイリサーチセンター 北海道事務所 課長 林 梢子
（株）サーベイリサーチセンター 北海道事務所 白川部 慶太

傍聴者 0名

議 事 次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 委員紹介及び事務局紹介
- 3 開 会
- 4 副市長挨拶
- 5 議 事
 - （1）委員長及び副委員長の選出について
 - （2）第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について
 - （3）障がい福祉計画等策定に係る団体ヒアリングの実施について
- 6 閉 会

委嘱状交付

(川上副市長から各委員に委嘱状を交付)

委員紹介及び事務局紹介

○鈴木課長

委員13名中11名の出席報告。

要綱第5条第3項の規定によりまして、本日の委員会は有効に成立しておりますことを申し添えます。

○鈴木課長

ただいまから「第1回江別市障がい福祉計画等策定委員会」を開催いたします。
はじめに川上副市長から、ご挨拶を申し上げます。

○川上副市長

(挨拶)

○鈴木課長

次に、次第の5の議事に入りますが、委員長が決定するまでの間、事務局が司会進行を務めさせていただきますが、ご了承いただけますでしょうか。

【承認】

○鈴木課長

それでは、次第5の議事(1)の委員長及び副委員長の選出でございますが、「江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱」第4条の規定により、委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員長の指名により決定することになっております。

まず、委員長を決定したいと思います。委員の皆様から、ご推薦、ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

○谷藤委員

事務局案があれば、提案していただいてはいかがでしょうか。

○鈴木課長

それでは、事務局案を提案させていただきます。

委員長に前回の計画策定時に委員長を務めていただきました「札幌学院大学の久保委員」をご提案させていただきます。事務局案に対しましてご意見、ご異議がありましたら、お伺いいたします。

【異議なし】

○鈴木課長

ご異議がないようですので、「札幌学院大学の久保委員」に委員長をお願いすることに決定しましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、久保委員長には委員長席についていただき、一言ご挨拶をお願いいたします。

○久保委員長

(挨拶)

○鈴木課長

ありがとうございました。それでは要綱第4条第3項の規定に基づきまして、委員長に副委員長を指名していただきます。

○久保委員長

それでは、副委員長には、「江別市社会福祉協議会の佐藤委員」を指名いたします。

○鈴木課長

江別市社会福祉協議会の佐藤委員の指名がございましたので、佐藤委員には副委員長席についていただき、一言ご挨拶をお願い申し上げます。

○佐藤副委員長

(挨拶)

○鈴木課長

議事の途中ではございますが、川上副市長は、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

【副市長退席】

○鈴木課長

この後の進行は要綱に従い、「久保委員長」をお願いいたします。

なお、本委員会の会議につきましては、江別市市民参加条例に基づき、原則公開となりますので、よろしくお願いいたします。

○久保委員長

「江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱」第2条の規定では、傍聴希望者は委員長の許可を受けなければならないとなっております。

今回傍聴希望者はおりませんので、ご報告いたします。

それでは、次第5の議事(2)、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

○阿部主査

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について、ご説明いたします。

さて、説明に入る前に、文言のご説明です。今後のご説明の中で、「障がい者」「障がい児」という言葉が頻繁に出てきます。障がい福祉分野の法律において、「18歳以上の障がいのある方」を障がい者、「18歳未満の障がいのある方」を障がい児といますので、ご承知のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、お配りした資料に基づいてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱についてであります。内容は、委員会の設置目的、委員構成、任期などの組織に関すること、その他委員会運営にあたって必要なことを定めております。

第2条は、計画の策定及び見直しに関する規定となっております。また、第3条及び第4条では、委員構成や、委員長・副委員長に関することを、第5条では会議の開催に関することを定めております。詳細については、資料をご覧ください。

次に資料の2ページをご覧ください。江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱についてであります。市の委員会等については、原則公開の趣旨から、市民に審議を公開し、傍聴を可能としているため、本委員会の傍聴に関して定めた要綱になっております。

第2条は、傍聴の手続きに関して定めたものであり、第3条以降については、傍聴に関する制限や守るべき事項などを定めております。詳細については、資料をご覧ください。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。今後の計画策定に向けたスケジュールを示しております。本日、第1回策定委員会を開催しておりますが、7月末に第2回策定委員会を予定しております。第2回の策定委員会では、現行計画の進捗状況を踏まえて、国から発出された基本指針を、今回見直す計画にどのように反映させるかななどを、ご審議いただきます。

また、8月には、障がい者及び障がい児を取り巻く現状や課題、地域ニーズを把握し、次期計画に反映させるために団体ヒアリングを予定しております。第3回以降の策定委員会は、10月からを予定しており、各策定委員会の審議内容について簡潔に示しております。

なお、計画素案につきましては、10月に開催予定の策定委員会の際にお示しすることを予定しております。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。江別市の障がい福祉施策に関する計画は、3つございます。市の障がい福祉施策に関する中長期的な方向性を示す基本計画である「障がい者福祉計画」と、その施策推進に向けた障がい福祉サービスや児童通所支援の提供に関する具体的な見込量やサービスを確保するための方策を示す計画である「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を合わせた3計画からなるものです。

江別市では、この3計画を「障がい者支援・えべつ21プラン」として、一体的に策定しており、事前に配付いたしました黄色の冊子が、現行の計画書となっております。

この3計画は、いずれも令和3年度から一体的に策定したところですが、3計画のうち「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の2計画は、中間見直しのために令和5年度をもって計画期間が終了となることから、令和6年度からの次期2計画を一体的に見直すことにより、当市における「18歳以上の障がいのある方」と「18歳未満の障がいのある方」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

続きまして、資料の5ページです。計画策定に関する根拠法令と、国、北海道、江別市における各計画の関連表となっております。

資料6ページは、当市の関連計画の状況について簡単に示しております。江別市総合計画では、障がい福祉の充実をうたっており、江別市地域福祉計画、江別市高齢者総合計画、江別市子ども・子育て支援事業計画と連携し、「障がい者支援・えべつ21プラン」を策定しております。

続きまして資料7ページです。障がい者施策の近年の動向について記載しております。また、国や北海道の障がい福祉関連の計画について記載しており、今回、皆様にご審議いただき、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定に当たっては、こうした動向を踏まえて策定していくこととなります。

続きまして8ページです。今回見直しはありませんが、市の障がい福祉施策に関する中長期的な方向性を示す基本計画である「第5期障がい者福祉計画」の概要について記載しております。計画期間は、令和3年度から令和8年度となっております。

基本理念は、障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成として、障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり、施設重視の福祉から地域福祉・在宅福祉への着実な転換、障がいのある方の自立と社会参加・就労の促進でございます。

またこの理念を実現するための目標が8点あります。

1点目：総合的ケアマネジメント体制の確立

2点目：ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大

3点目：障がい福祉サービスの充実

4点目：保健・医療サービスの充実

5点目：保育・教育施策の充実

6点目：雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援

7点目：障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進

8点目：スポーツ・レクリエーション・文化活動等障がいのある方の社会参加の推進を挙げております。

続きまして資料9ページ・10ページです。今回見直しをしていただきます、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の見直すポイントについて記載しております。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に当たっては、国から「基本指針」が告示され、地方自治体はこの基本指針に即した計画の策定が求められております。この「基本指針」は、令和5年5月に告示されたところであり、国からの告示文については、資料22ページから97ページまでの「参考資料」にてお示ししているところでございます。資料9ページ・10ページは、告示内容の主なポイントを簡単に整理したものとなっております。

2の基本指針見直しの主なポイントとして、

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・発達障がい者等支援の一層の充実
- ・地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 障がい者等に対する虐待の防止
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障がい福祉サービスの質の確保
- ・ 障がい福祉人材の確保・定着
- ・ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ・ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

が挙げられております。

現行計画から継続性のあるものとなっておりますが、新設された主なものとして、『障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進』がございます。

『障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進』につきましては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月に公布・施行されたところであります。

障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に取り組むこととされておりますので、当市の計画におきましても、見直しのポイントを踏まえた計画にしていく必要があります。

続きまして、3. 成果目標についてでございます。障がい福祉サービス等の成果目標の見直しということで、数値目標等の見直しの基準が明記されております。現行計画の達成状況を踏まえながら、令和6年度から令和8年度までの3年間の成果目標として計画に掲げていく必要がございます。

新規に掲げられた成果目標として、③地域生活支援の充実の3つ目にあります、『強度行動障害を有する方に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進める』と、⑥の相談支援体制の充実・強化等の、『基幹相談支援センターの設置と体制の確保』と『個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保』がございます。

はじめに、『強度行動障害を有する方に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進める』についてでございますが、強度行動障害とは、自分を傷つける「自傷」や他の人やものを傷つけるなどの「他害」、「睡眠の乱れ」、「異食」などにより、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を著しく高い頻度で起こすため、特別に配慮された支援が必要な状態の方のことを指します。

このような強度行動障害の方への支援ニーズを把握するとともに、障がい福祉サービスにつながっていない強度行動障害の方に対する支援体制の整備が重要でありますことから、次期計画に反映していきたいと考えております。

続きまして、『基幹相談支援センターの設置』についてでございます。設置に関して、現在は市町村の任意によるものですが、法改正により令和6年4月から設置は努力義務とされます。基幹相談支援センターとは、地域の相談支援の拠点として、身体・知的・精神の3障がいの方への総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する施設のことをいいます。

法改正により、設置が『努力義務』となることを踏まえ、江別市における設置に対する考え方などを、次期計画に反映していきたいと考えております。

また、『個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保』につきましては、現在の自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするということでもあります。自立支援協議会の活動については、現在においても活発な議論をさせていただいているところですが、個別事例の検討などを通じて、より活発な議論が求められております。現状の自立支援協議会の活動内容を踏まえまして、次期計画に反映していきたいと考えております。

また、資料10ページの4と5の地域生活支援事業に関してでございます。

地域生活支援事業とは、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、実施する事業であり、具体的には紙おむつ、畜便袋、畜尿袋などのストマ用装具の給付を行う『日常生活用具の給付事業』や、移動支援事業の支給決定、さらには、手話通訳者の派遣などを実施する意思疎通支援事業などがございます。

地域生活支援事業には、必須事業と任意事業がありますが、未実施の必須事業については、今回の計画において実施に向けた具体的な取組を記載することとされております。

最後に11ページから20ページですが、国と北海道の現行計画の概要でございますので、ご参照ください。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○大久保委員長

ありがとうございました。今回の計画策定に関する概要や位置づけについて、説明していただきました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

○松井委員

本日の資料を拝見したところ、昨年のスイス・ジュネーブで行われた「障害者権利条約」の実施状況の審査に対する、国連の勧告が組み込まれているのだなと感じました。しかしながら、私が実際に障がいのある方の相談事業に携わってきて、国連の勧告を実現することは簡単なことではないなと感じました。

団体や当事者へのヒアリングがこれから行われますが、より一層、当事者の声を吸い上げていただきたいなと思います。

私も実際に相談を受け、知らなかったことが時々ありますし、支援の輪の中に入れていかなければならないと思わされる事例がたくさんあります。

これからいろいろな討議などがあると思いますが、支援現場や当事者はどうなのかということを常に検証して進めていただければと思います。以上です。

○大久保委員長

ありがとうございます。

障がいのある方の現場から目を離さないで、つぶさに見ながら進めていきたいと思いますという、計画策定の進め方に対するご意見でした。他はいかがでしょう。

【質問・意見なし】

○大久保委員長

それでは、次第5の議事(3)、障がい福祉計画等策定に係る団体ヒアリングの実施について、事務局から説明をお願いします。

○阿部主査

障がい福祉計画等策定に係る団体ヒアリングの実施についての説明をさせていただきます。資料の21ページをご覧ください。

「1. 調査目的」につきましては、次期計画を地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえた計画内容とするため、障がい者・障がい児を取り巻く現状や課題を聞き取りすることで、障がい者等及び地域のニーズを把握し、次期計画策定の基礎資料とすることを目的としております。

「2. 対象団体」につきましては、当委員会の委員としてご参加されている団体については、当委員会において計画への要望や課題についてお聞きすることができますことから、委員が参加していない団体を対象としております。対象団体(案)については、資料に記載のとおりでございます。

「3. 主なヒアリング項目」につきましては、

- ①各団体の活動状況と課題
- ②障がいへの理解や交流について
- ③生活環境の整備について
- ④保健、医療について
- ⑤生活支援について
- ⑥計画への要望

等を考えております。

「4. ヒアリングの実施時期」につきましては、8月からを予定しております。以上です。

○大久保委員長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

【質問・意見なし】

○大久保委員長

以上で、本日予定しておりました議事はすべて終了しました。それでは、事務局から次回の策定委員会について説明をお願いします。

○阿部主査

第2回策定委員会は、国からの基本指針及び現行計画の進捗状況を踏まえた次期計画に向けての要点整理、団体ヒアリングの内容についてご審議いただく予定です。

日程は、7月26日(水)の午前中か7月31日(月)の午前中を予定しておりますので、本日配付しております日程調整票を、7月7日(金)までに電子メールやFAXにて、ご提出をお願いいたします。お電話によりご連絡をいただくことでも構いません。

委員の皆様の出席者が多い日程で開催させていただきますので、日程が決まりましたら改めてご連絡いたします。

○大久保委員長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

【質問・意見なし】

○大久保委員長

1ヶ月後に第2回目の委員会がございますので、ベースとなっている「障がい者支援・えべつ21プラン」をもう1回改めて確認していただきたいということと、国から指針がたくさん出ています。これを全部読みきるのは大変ですが、ご自身の関係するところだけでも読んでいただいて、ご意見いただければ、と思っています。

以上で、本日協議する議事はすべて終了しました。どうもありがとうございました。